

総務委員会資料

議案第16号

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の
制定について

資料 1 かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料 2 新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設（新施設）整備
に伴う条例改正等について

参考資料 新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設（新施設）の施設配置
について

経済労働局

平成29年2月8日

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○かわさき新産業創造センター条例 平成14年10月 8 日条例第34号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等を支援することにより地域における新たな産業の創造を図るとともに、企業を支える基盤技術の高度化の促進のための措置を講じ、もって地域経済の活性化に寄与するため、かわさき新産業創造センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 センターの位置は、川崎市幸区新川崎7番7号とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等のための施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。</p> <p>(2) 施設を利用する者に対する経営、<u>技術開発等</u>に関する相談及び助言を行うこと。</p> <p><u>(3) 施設を利用する者に対し、大学その他の研究機関、企業等との共同研究を促進するための交流及び連携に関する支援を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 企業を支える基盤技術の高度化の促進のための研修に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。</u></p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>(利用許可)</p> <p>第7条 センターの新事業事務室、新事業研究室又はクリーンルーム（次項及び第15条第1項において「新事業事務室等」という。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> | <p>○かわさき新産業創造センター条例 平成14年10月 8 日条例第34号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等を支援することにより地域における新たな産業の創造を図るとともに、企業を支える基盤技術の高度化の促進のための措置を講じ、もって地域経済の活性化に寄与するため、かわさき新産業創造センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 センターの位置は、川崎市幸区新川崎7番7号とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等のための施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。</p> <p>(2) 施設を利用する者に対する経営、<u>技術開発、大学その他の研究機関との共同研究等</u>に関する相談及び助言を行うこと。</p> <p><u>(3) 企業を支える基盤技術の高度化の促進のための研修に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。</u></p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>(利用許可)</p> <p>第7条 センターの新事業事務室、新事業研究室又はクリーンルーム（次項及び第15条第1項において「新事業事務室等」という。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>2～3 略</p> <p>4 センターの試作室、実験用設備等置場、一時利用研究室、<u>会議室</u>若しくは駐車場（以下「試作室等」という。）又は設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、試作室、実験用設備等置場、<u>会議室</u>若しくは駐車場（月単位で利用する場合に限る。）に係る申請者が第1項の許可を受けている場合又は一時利用研究室に係る申請の内容がセンターの設置の目的に適合する場合であって、適当と認めるときは、前項の許可をするものとする。</p> <p><u>6 前項に定める場合のほか、指定管理者は、会議室に係る申請の内容がセンターの設置の目的に適合し、かつ、規則で定める要件に該当する場合であって、適当と認めるときは、第4項の許可をするものとする。</u></p> | <p>2～3 略</p> <p>4 センターの試作室、実験用設備等置場、一時利用研究室若しくは駐車場（以下「試作室等」という。）又は設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、試作室、実験用設備等置場若しくは駐車場（月単位で利用する場合に限る。）に係る申請者が第1項の許可を受けている場合又は一時利用研究室に係る申請の内容がセンターの設置の目的に適合する場合であって、適当と認めるときは、前項の許可をするものとする。</p> |
| <p>第8条・9条 略</p> <p>（利用料金）</p> <p>第10条 第7条第1項又は第4項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。<u>ただし、会議室については、無料とする。</u></p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> | <p>第8条・9条 略</p> <p>（利用料金）</p> <p>第10条 第7条第1項又は第4項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> |
| <p>第11条～第23条 略</p> | <p>第11条～第23条 略</p> |

改正後

改正前

別表（第10条関係）

別表（第10条関係）

1 施設利用料

1 施設利用料

| 種別 | | 単位 | 金額 |
|------------|---------------|----------------|------------------|
| 新事業 事務室 | 15平方メートル以上のもの | 1月1平方メートルまでごとに | 3,500円 |
| | 15平方メートル未満のもの | | 3,000円 |
| 新事業研究室 | | 1月1平方メートルまでごとに | 4,000円 |
| クリーンルーム | | 1月1平方メートルまでごとに | 6,000円 |
| 試作室 | | 1月1平方メートルまでごとに | 2,500円 |
| 実験用設備等置場 | | 1月1平方メートルまでごとに | 700円 |
| 一時利用研究室 | | 1時間までごとに | 170円 |
| 駐車場 | 月単位で利用する場合 | 1月1台 | 10,000円 |
| | 時間単位で利用する場合 | 基本料金 | 超過料金 |
| | | 1台1時間まで300円 | 超過時間30分までごとに150円 |

| 種別 | | 単位 | 金額 |
|------------|---------------|----------------|------------------|
| 新事業 事務室 | 15平方メートル以上のもの | 1月1平方メートルまでごとに | 3,500円 |
| | 15平方メートル未満のもの | | 3,000円 |
| 新事業研究室 | | 1月1平方メートルまでごとに | 4,000円 |
| クリーンルーム | | 1月1平方メートルまでごとに | 6,000円 |
| 試作室 | | 1月1平方メートルまでごとに | 2,500円 |
| 実験用設備等置場 | | 1月1平方メートルまでごとに | 700円 |
| 一時利用研究室 | | 1時間までごとに | 170円 |
| 駐車場 | 月単位で利用する場合 | 1月1台 | 10,000円 |
| | 時間単位で利用する場合 | 基本料金 | 超過料金 |
| | | 1台1時間まで300円 | 超過時間30分までごとに150円 |

備考

備考

- 第7条第2項第1号カに該当する者が新事業事務室、新事業研究室、クリーンルーム、試作室又は実験用設備等置場を利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。
- 利用許可期間の最初の日又は利用許可期間の最後の日が月の途中であるときは、その月の施設利用料は、日割計算による。この場合にお

- 第7条第2項第1号カに該当する者が新事業事務室、新事業研究室、クリーンルーム、試作室又は実験用設備等置場を利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。
- 利用許可期間の最初の日又は利用許可期間の最後の日が月の途中であるときは、その月の施設利用料は、日割計算による。この場合にお

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|--|----|-------------------|--------|--|----|----|-------------------|--------|
| <p>いて、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 駐車場を時間単位で利用する場合における施設利用料の額は、1日につき1台当たり1,200円を限度とする。</p> <p>2 設備利用料</p> | <p>いて、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 駐車場を時間単位で利用する場合における施設利用料の額は、1日につき1台当たり1,200円を限度とする。</p> <p>2 設備利用料</p> | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 355 826 400">単位</th> <th data-bbox="828 355 1064 400">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 402 826 445">1本、1台、1式その他1単位 1日</td> <td data-bbox="828 402 1064 445">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 単位 | 金額 | 1本、1台、1式その他1単位 1日 | 1,000円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 355 1825 400">単位</th> <th data-bbox="1827 355 2063 400">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 402 1825 445">1本、1台、1式その他1単位 1日</td> <td data-bbox="1827 402 2063 445">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 単位 | 金額 | 1本、1台、1式その他1単位 1日 | 1,000円 |
| 単位 | 金額 | | | | | | | | |
| 1本、1台、1式その他1単位 1日 | 1,000円 | | | | | | | | |
| 単位 | 金額 | | | | | | | | |
| 1本、1台、1式その他1単位 1日 | 1,000円 | | | | | | | | |

1 産学交流・研究開発施設（新施設）の概要について

- 産学交流・研究開発施設（新施設）は、「創造のもり」事業の集大成となる本市のオープンイノベーション拠点施設（PPP手法により大和ハウス工業株が整備）
- 延床面積約27,000㎡、鉄骨造、地上5階 地下1階建
- 公共施設部分は1階の一部、2階
民間施設部分は1階の一部、地下1階、3～5階
（新施設平面図参照）
- 市は、公共施設部分を買取り、KBIC・NANOBIと
合わせ三棟一体の公の施設として管理・運営
- 大和ハウス工業株は、民間施設部分等を管理・運営
- 平成29年2月に建築工事開始



2 「かわさき新産業創造センター条例」の改正について

「産学交流・研究開発施設整備基本計画」に基づく新施設の整備に伴い、事業内容における共同研究に係る規定を明確化し、会議室利用に係る規定を新たに設定するもの

① センターにおける共同研究に係る事業内容の明確化（第3条）

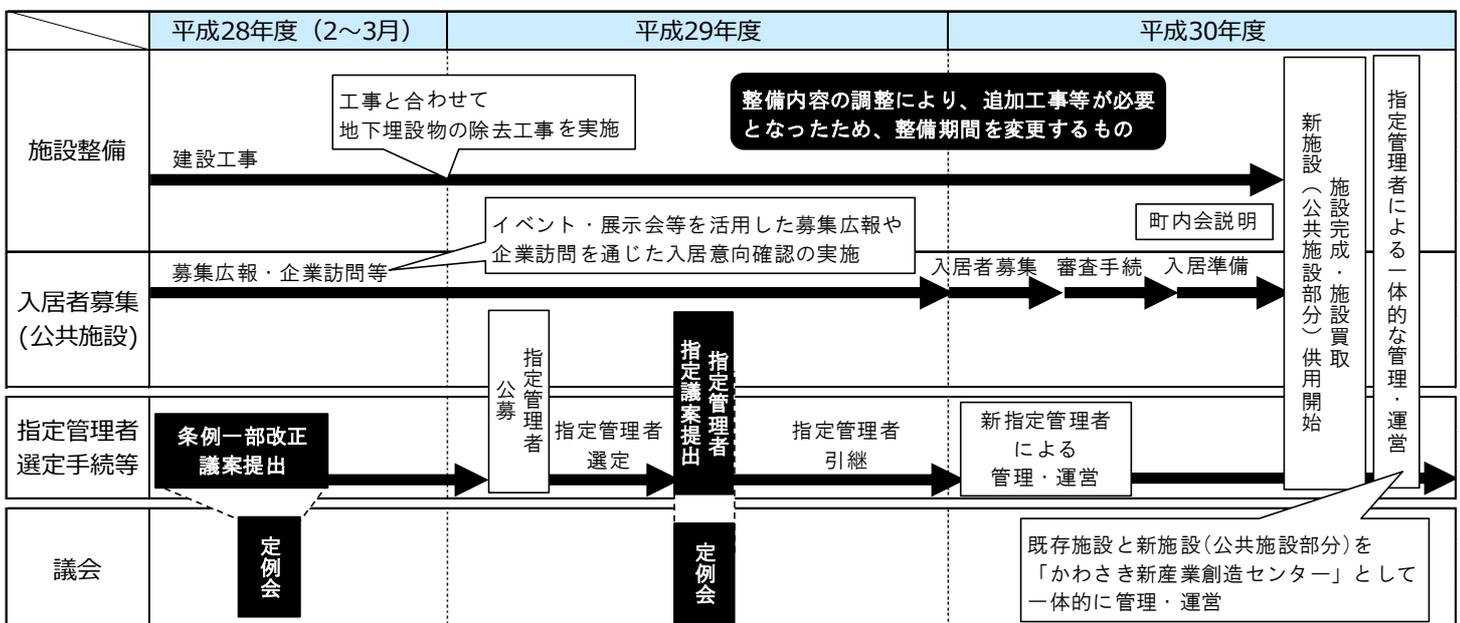
- ・「産学交流・研究開発施設整備基本計画」（平成26年5月策定）に基づく、「研究資源の連携・交流の結節点」、「オープンイノベーションの拠点」という役割を踏まえて、共同研究の促進に向けた事業実施に係る内容の明確化を図るもの

② センターにおける会議室に係る規定の整備（第7条、第10条）

- ・新施設開設に伴い、会議室がオープンイノベーションを推進するための産学連携・交流機能を担うスペースとなることを踏まえて、会議室に係る使用許可規定等の整備を図るもの
- ・会議室は、必要な際には大会議室としても使用可能

※新施設の研究・オフィススペース(公共施設部分)は、条例上の「新事業研究室」として増設するものであり、その利用料上限額について、総合的に精査した結果、「新事業研究室」に係る条例別表の規定と同額(4,000円/㎡・月)となることから、同規定を適用するもの(NANOBIと同額設定)

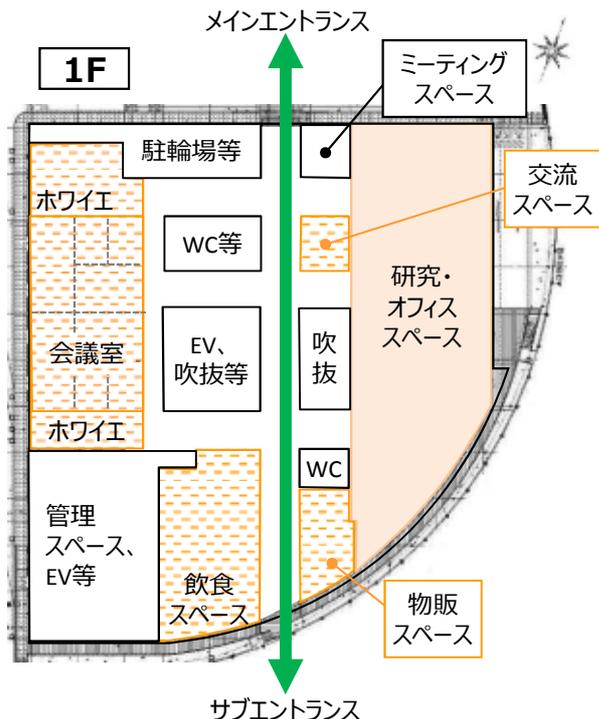
3 今後のスケジュール



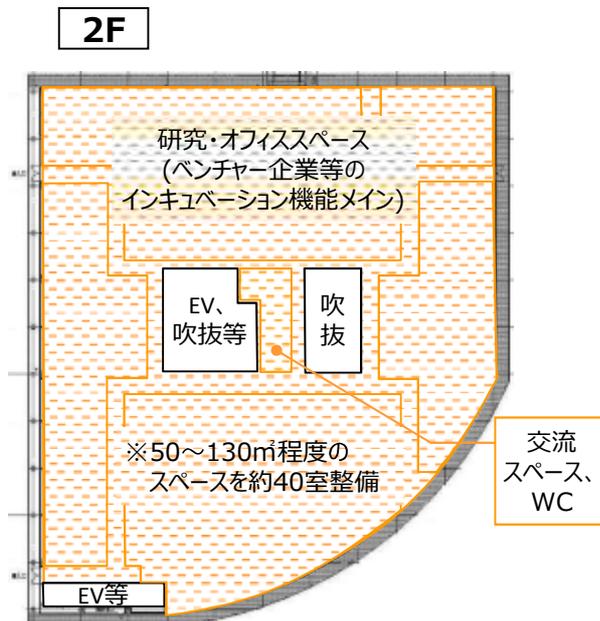
新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設（新施設）の 施設配置について

参考資料

※新施設平面図（平成29年2月時点）



公共施設
 民間施設
 その他施設



※B1Fの地下駐車場、3～5階の研究・オフィススペースは民間施設部分

※新施設面積表（平成29年2月時点）

| | | | | |
|--------|--------------------------|----------|----------|------------------|
| 公共施設部分 | 研究・オフィススペース（インキュベーション機能） | 約3,500㎡ | 約7,300㎡ | 施設合計 約27,000㎡ |
| | 会議室・ホワイエ | 約800㎡ | | |
| | 飲食・物販スペース | 約500㎡ | | |
| | 交流スペース・通路等 | 約1,400㎡ | | |
| | その他施設(エントランスホール等) | 約1,100㎡ | | |
| 民間施設部分 | 研究・オフィススペース（長期入居可能） | 約10,900㎡ | 約19,700㎡ | |
| | 通路等 | 約5,700㎡ | | |
| | その他施設(エントランスホール等) | 約3,100㎡ | | |

※平面図、面積表ともに、今後、詳細が変更となる可能性があります。